第10号議案

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年中間市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「同条第15項」を「同条第17項」に、「同条第26項」を「同条第28項」 に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

改正後

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下この項において「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 (略)

改正前

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下この項において「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 (略)